

【お取引引き時の追加での確認のお願い】

◆外国送金などのお取引引きをされる場合

東日本銀行では、国際社会の課題であるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、米国 OFAC 規制をはじめとした各国当局による各種経済制裁措置等への対応として、お客さまとの外国送金取引（仕向・被仕向）に際して、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「外国為替及び外国貿易法」の法令等に基づくお客さまの確認（取引時確認）に加えて、次の事項について口頭での説明のほかに内容を証明する書類等による確認をさせていただきます。

なお、お客さまからお伺いした内容やご提出いただいた書類については、原則、記録もしくは写しをいただきます。

当行からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただく場合があります。また、当行では現金（日本円・外国通貨）での海外送金は取り扱っておりませんので、実質的に同じ取引となる口座開設直後及び現金入金直後の送金についてもお断りさせていただきます。あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。

【口頭でのご説明や内容を証明する書類等の提示をお願いする事項】

お取引引きの背景・商流、送金の目的、送金先・送金元の内容、送金先・送金元とのご関係、送金先・送金元の実質的支配者の内容、生年月日、国籍等、送金原資・受け取った資金のお使い途など（裏面に参考資料について記載あり）

1. 特に確認をお願いすることがあるお取引引きの例

- ・お取引引きの背景、送金の目的、送金原資等について合理性が分かりにくい取引
- ・輸入（出）国、輸入（出）数量、輸入（出）価格等についての合理的な理由が分かりにくい取引
- ・短期間のうちに頻繁に行われる外国送金で、送金総額が多額にわたる取引
- ・当初お届け出いただいた送金の目的、収入等に照らして送金金額が多額な取引
- ・複数人で同時にご来店され、別々の店頭窓口担当者に多額の海外送金をご依頼される取引
- ・資金洗浄対策に非協力的な国・地域との間で行う取引（FATF 声明）

（金融庁 HP「疑わしい取引の参考事例」を参考にした例示）

2. 原則、お取り扱いしていない国・地域、事業者等の例

外為法に基づく送金の規制等	・北朝鮮に住所等を有する方に対する支払（間接的な場合も含む） ・北朝鮮を原産地または船積地域、仕向地とする輸出入等に係る支払（間接的な場合も含む）など
米国 OFAC 規制	・お取引の当事者の所在地・関係地などに北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域等が含まれている場合 ・米国政府より個別指定された個人や組織との取引など
金融庁による警告書発出先	・無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁（財務局）が警告書の発出を行った者が関係する取引 など

3. その他ご留意いただきたい事項

- ・海外送金等にご利用いただきました銀行口座につきまして、帰国・事業所移転等でご使用されなくなる場合には、ご解約の手続きをお願い申し上げます。
- ・通帳・カード紛失時には銀行までご連絡ください。

※銀行口座（通帳）、キャッシュカード等の売買は犯罪です。犯罪収益移転防止法に、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金と
いった罰則があります。

（裏面あり）

【参考】ご提示をお願いする資料

送金原資		送金相当額のご入金やお振込がある場合は、その明細等を確認できる資料
送金目的	貿易全般	公的な貿易手続書面等、および商業送り状 (例) 輸入許可証、原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN)、船荷証券 (BILL OF LADING) 等、および商業送り状 (INVOICE) ※送金目的、商品の品目、原産地、船積地域をご申告いただくとともに仕向地等を確認させていただく場合がございます。
	生活費	ご依頼人とお受取人の関係性や資金の必要性を確認できる資料 等
	学費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料 等
	医療費	医療費の請求書や入院・通院等の状況を確認できる資料 等
	宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料 等
	投資	投資を行うに当たっての契約書 等
	不動産売買	売買契約書 等
	ご自身の外国銀行口座との振替	通帳や口座の内容を確認できる資料 等
送金先・送金元の実質的支配者の内容を確認できる資料		

以上

2019年6月現在